

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川場村	川場湯原地区(川場湯原)	令和3年3月25日	令和4年6月9日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	44.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.0ha
(備考)	

2 対象地区的課題

- (1)水田利用が多く、畑は主にこんにゃくの作付けがされており、今後、中心経営体の引受意向面積は、現状より増える見込みだが、兼業農家や小規模農家による耕作地も多く、高齢化・農業後継者不足により、耕作されない農地が将来的に増加することが予想される。
- (2)主要地方道平川・横塚線沿いは、集落が形成され、宅地化が進む地域である。
- (3)山あいの筆が狭小で、傾斜の厳しい農地は、中心経営体が担うことは難しい。
- (4)担い手不足の他、石が多く、耕作条件の良い農地が少ないため、農地の借り手が少ない。中心経営体が担うには、耕作条件を改善する必要がある。
- (5)兼業農家や小規模農家の高齢化・農業後継者不足により、耕作されない農地が将来的に増加する。
- (6)特に山あいや山際の農地は、サル・イノシシ・シカ・クマなどの有害鳥獣被害が年々深刻となっており、対策を講じる必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、認定農業者7経営体と基本構想水準到達農業法人1社が担っていく。
畑利用は、認定農業者8経営体と農業法人1社、基本構想水準到達農業法人1社が担っていく。

(参考) 中心経営体 別紙のとおり

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】 耕作が難しくなった場合は中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知をするとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。 併せて、耕作の効率化を図るために、分散している農地の集約化について検討していく。
【鳥獣被害防止対策への取組方針】 鳥獣による農作物の被害が多いことから、捕獲檻や侵入防止柵等の設置など検討をしていく。 また、農地に利用可能な荒廃農地は、景観・資源作物などの導入を検討し、農地に再生不能な荒廃農地は、林地へ整備したり、緩衝帯として利用するなど、鳥獣被害防止対策に取り組む。
【中山間地域等支払制度や多面的機能支払制度への取組方針】 多面的機能支払制度と中山間地域等支払制度を活用して農地の維持・管理をしていく。

(参考) 中心経営体

No.	地区	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向	
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
3-2	湯原	認農	認定農業者3	水稻、トマ、白小豆	1.9 ha	水稻、トマ、白小豆	1.9 ha
15-2	湯原	認農	認定農業者15	コンニャク、水稻	1.5 ha	コンニャク、水稻	2.7 ha
16-3	湯原	認農	認定農業者16	コンニャク、水稻、ニンニク	1.1 ha	コンニャク、水稻、ニンニク	3.2 ha
21-3	湯原	認農	認定農業者21	水稻、露地野菜	0.0 ha	水稻、露地野菜	1.0 ha
37-2	湯原	認農	認定農業者37	コンニャク、トマ、水稻	0.2 ha	コンニャク、トマ、水稻	0.7 ha
48-2	湯原	認農	認定農業者48	リンゴ、ウメ、ブルーベリー	0.1 ha	リンゴ、ウメ、ブルーベリー	0.1 ha
55-1	湯原	認農	認定農業者55	水稻、コンニャク	0.2 ha	水稻、コンニャク	0.2 ha
56-2	湯原	認農	認定農業法人56	酪農	0.0 ha	酪農	0.2 ha
66-2	湯原	認農	認定農業者66	水稻、キュウリ	2.2 ha	水稻、キュウリ	2.2 ha
68-2	湯原	構想	基本構想水準到達法人68	リンゴ、水稻	3.3 ha	リンゴ、水稻	23.3 ha
計			10 経営体		10.5 ha		35.5 ha